

## 2012年度宗教法学会秋季学会シンポジウムレジュメ 被災地寺院の復興をめぐる現状と課題

福聚寺住職 玄侑宗久

2011年3月11日、東日本大震災が起り、その後の余震や放射能問題などによってじつに多くの寺社が現在も避難を余儀なくされている。(元警戒区域内の寺院は約60カ寺)

なかには津波によって本堂、庫裏双方とも壊滅した寺院もあり、また多くの墓地からお骨が流出し、現在はどこの墓地から出たお骨とも知れぬまま、あちこちの周辺寺院に安置されている。「おそらく行政が慰靈碑や鎮魂の丘など、お骨を収められる施設を造るまでは、お預かりするしかないのではないか」南相馬市のお寺の住職はそう話していた。

岩手、宮城、福島3県の寺社を見渡しても、震災後に避難所になったところは多い。陸前高田市の慈恩寺さんをはじめ、檀家かどうかを問わず、緊急時のコミュニティーの拠り所として力を尽くした。巨大災害における避難所、あるいはその後の復興の拠点として、お寺は重要な機能を発揮したのである。

各宗派の僧侶仲間が全国から被災地に入り、率先してボランティア活動に励んだことも、特筆すべきだろう。それはお寺の境内のみならず、地域の要望に応える活動にも広がっていった。

しかし石巻市、東松島市などの幾つかの寺院のように、壊滅した寺院建物の復旧は全く見通せない。友人の寺院建物を借り、「一字写経」を募って700万以上集めたお寺もあるが、檀家さんの多くが被災し、寄付を募ることもできない現状では、施設再建は遙かなる夢である。果たして全ての施設を失った寺院が、寺院としての機能をいつまで保てるのか、大いに懷疑せざるを得ない。

なかには気仙沼市のある寺院のように、ある新興宗教団体からの寄付を受け容れ、仮設の本堂を建てた寺院もある。背に腹は代えられず、ということではあるだろうが、特定の団体から大枚ご寄付いただいた施設は、今後の運営に何らかの介入をされないと限らない。非常に厄介な状況を生みだしたと言えるだろう。

もとを辿れば各宗本山の、今回の大震災に向けた非常に立派でまっとうな支援に辿り着く。およそ私の知るかぎり、あらゆる伝統仏教宗派が、「どうか被災者の皆さんでお使いください」と、各宗派とも数億にのぼるほどの金額を、被災県全体に寄付している

のである。

このお金が被災末寺に全て与えられていれば、多くの本堂・庫裏修復も非常にスムーズに行なわれたことだろう。実際そのようなやり方をした新興宗教団体もある。しかし伝統仏教宗派はすべて「皆さんに」を優先し、遅ればせに被災各末寺への支援を考えはじめたが、時すでに遅し、の感があった。

しかもこの寄付金を受けた県が、国の振りかざす「政教分離」のゆえか、「基金」に入れたまま、宗教法人には全く拠出しそうにない。

まだ被災宗教施設が申請できる段階まで進んでいないということもあるようだが、こうしたことについては神社本庁や全日仏などからの働きかけも重要ではないだろうか。

中越地震のときは、地域のコミュニティー施設として主に神社の修理再建などに基金から支援している。ついでに言えば、阪神淡路大震災のときは、「心のケア」のためにも基金から拠出しているのである。

今回はどうしたことか、双方とも見られない。いったいどうしたことだろう。

もしも本当に、「政教分離」だからと国が考えているのだとすれば、明らかに法的な支援が必要だろうと思う。法務省が保護司や教誨師の殆んどを宗教者に頼っている現実は、政教分離からするとどう考えればいいのか分からなくなる。また「特定の宗教宗派」を支援するわけではなく、被災した全ての宗教施設に支援することが、なにゆえ「政教分離」に抵触するのかも全く分からぬのである。

今回はもう一つ、墓地法というのか、新たな場所に移転せざるを得ない寺院墓地や地域墓地について、登記の在り方も考えていただきたい。現行法では連名の登記者すべての諒解を得なくては移転もできない。現在の名義人が各地に離散し、把握できない現状では、それは現実的に不可能なことだ。このままだと、墓地は「古きは廃れ、新しきは成らず」になりかねない。

これについても、法的に充分な配慮がなされるべきだと思う。